

住民税非課税世帯に対する物価高騰対応 重点支援給付金（追加支援）のお知らせ

（手続きが必要な場合があります）

- 物価高騰対応重点支援給付金（追加支援）（1世帯あたり3万円、
こども加算：児童1人あたり2万円）は、住民税非課税世帯およ
び住民税非課税の子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金の受給は、原則として手続きは不要です。

給付金の給付額

1世帯あたり3万円

（児童1人あたり2万円を加算）

給付金の振込予定日

令和7年3月14日（金）

給付対象と申請の有無

プッシュ型給付の対象となる世帯

世帯全員の令和6年度
「住民税が非課税」
の世帯

かつ

高島市から
「令和5年度重点支援給付金(7万円)」 または
「令和6年度重点支援給付金(10万円)」
の給付を受けた世帯

申請は原則不要です

高島市からお知らせが届きますので、必ず給付要件をご確認ください。

※ 給付要件に該当しない場合は、社会福祉課へ
申し出てください。

[詳しくは裏面「I」へ](#)

<一部手続きが必要な場合があります>

※ 【給付口座の変更】または【辞退(拒否)】を希望する場合は、届出が必要です。

提出期限：令和7年3月3日（月）必着

[詳しくは裏面「II」へ](#)

給付要件の詳細等は裏面をご確認ください。

I プッシュ型給付の給付要件

●下記に該当する世帯は、原則として申請等の手続きは不要です。

- ① 高島市から「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）」または「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり10万円）」の給付を受けた世帯の世帯主
- ② 令和6年12月13日時点で高島市に住民登録がある世帯
- ③ 世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯（ただし、住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯は除く）
- ④ 租税条約による免除の適用を届け出ている者がいない
- ⑤ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告であるものがいない
- ⑥ 既に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加支援分を活用した給付金の給付を受けた世帯ではない

[こども加算の対象となる児童]

・基準日に世帯主と同一世帯である
平成18年4月2日以降生まれの児童

[例外的に対象となる児童]

・基準日の翌日以降令和7年4月1日までに生まれた新生児（申請が必要な場合があります）

・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童（申請が必要です）

[例外的に対象とならない児童]

・施設入所児童は住民票の有無に関わらず対象外

II 【給付口座の変更】または【辞退(拒否)】を希望する方

- 【給付口座の変更】を希望する方：「口座登録等の届出書」を提出してください。

[提出書類] 1)口座登録等の届出書 2)受取口座の通帳の写し 3)本人確認書類の写し

- 【辞退(拒否)】を希望する方：「受給拒否の届出書」を提出してください。

[提出書類] 1)受給拒否の届出書 2)本人確認書類の写し

※各種届出書は市ホームページからダウンロードしていただくか、下記給付金担当へお問い合わせください。

! 給付要件に該当せず、意図的に受給した場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課

重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535

[住 所] 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

[受付時間] 平日8:30～17:15